

# 春 夏 秋 冬

平成27年7月号

## 防火訓練 ～避難誘導の様子～



皆様、こんにちは。

今年の梅雨は、夕立みたいに激しく降ることもあれば、晴れの日が30度を超える程暑くなるという、過ごしづらい梅雨になりましたが、皆様如何お過ごしですか？

これからの季節は、熱中症等で体調を崩されないよう、水分や塩分を適度に取り、また室内の温度調整をしっかりと行い、暑い夏を元気に乗り切りましょう。

さて今回の内容ですが、四月の【花見】五・六月の【外出】、六月十九日に行った防火訓練の様子についての報告と、入退職の挨拶と写真を掲載しました。

【外出】には、ちようど来ていた実習生の学生さんと一緒に出かけお話されたり、レクリエーションされたりと、ご利用者様の普段と違う様子も、ご覧いただけると思いますので、今号もお楽しみ下さい。

## 《外出》

四月は【花見】、五・六月は梅雨の晴れ間にご利用者の皆様と、色々な場所へ出かけて来ました。

皆様は、普段かない苑内で終日過ごされているので、外出するというイベントに期待に胸をふくらませながら、当日の空模様を気にされていました。

## 花見

少し天気が優れなかった日でしたが桜を見に行つてまいりました。

毎年恒例で、花見を行っています。やっぱり桜と言えば、何とも言えない鮮やかなピンクのソメイヨシノでしょう。皆様、目を輝かせていました。

## ～サクラ～



## 苑の付近を散策

## 散策

天気の良い日に、浜川市内の合流付近の、花壇が見頃ということ

で、散歩に行つてきました。また別の日には、金島ふれあいセンターまで、散歩してきました。

天気も良かったので、ご利用者も笑顔が多く見られておりました。

## バラ園

五月は、バラが見ごろということで前橋のバラ園へ行ってきました。

距離があるため、バラ園に行く日は前もって予定を立てていましたが、ご利用様達の願いが通じたのか、天候に恵まれ、絶好の外出日和になり、朝から出発が待ち遠しい、ご利用者様達を乗せ、一路バラ園に向かいました。

到着すると、園内一面に綺麗なバラが咲いており「あつちも見たい」「次はあつち」と、いつも以上に元気な様子が見られました。また、バラを見ながら、おやつやジュースを飲食しながら、感想をお話しになったりと、とても楽しい時間を過ごしていただきました。

## ～バラ園～



## 苑内散歩

良く晴れている日に、吾妻高校の習生と西口で、日向ぼっこを行いました。ひ孫のような高校生と話をしたり一緒にレクリエーションをして過ごされ、笑顔で楽しそうにされていました。

## ～シャボン玉遊び～



また別の日には、気分転換に3階に遊びに行つてきました。「2階とは違い、ベランダ遠くまで良く見えて、気持ちがいい」と目を輝かしながら、景色を楽しんでいました。

サービス利用者  
・施設入所されて  
いる皆さまへ

平成27年8月1日から

## 介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。  
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の  
方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

### ①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、  
介護サービスを利用した時の  
負担割合が**1割から2割**  
になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

介護保険負担割合証が  
市区町村から交付される  
ので、被保険者証と  
併せてサービス  
利用時に提出して  
ください。

### ③食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

**食費・部屋代(室料+光熱水費)の  
負担軽減を受けられる方が、  
非課税世帯の中の預貯金などの  
少ない方に限定されます。**

- ・非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- ・預貯金など(現金、有価証券なども含む。)を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

市区町村への  
申請の際に、通帳の  
写しなどの提出が  
必要になります。

### ②負担上限が変わります

**世帯内に現役世代並の  
所得がある高齢者がいる  
場合、月々の負担の上限が  
37,200円から44,400円に  
なります。**

- ・市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

市区町村への  
申請が必要に  
なります。

### ④部屋代の負担が変わります

**特別養護老人ホームの相部屋  
(多床室)に入所する課税世帯  
の方等は、室料相当の額を  
負担していただくこととなります。**

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。  
(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市区町村の  
介護保険担当にお尋ねください。

厚生労働省

詳しくは、改めて連絡差し上げます。 山本

## 《防火訓練》

六月一九日に施設全体で、「昼間に3階ケアハウスからの出火」を想定した訓練を行い、実際にご利用者様にも、避難誘導等に参加していただきました。

ご利用者様にも訓練に参加していただくので、怪我や事故のないよう気をつけながらも、避難誘導をする際に、少しでも安心していただけるような声掛けを心がけながら「一人の逃げ遅れないよう」「素早く」避難が実施出来るよう訓練を行いました。

## 避難誘導



避難訓練後は、消火器の使用方

法と消火散水栓の使用の仕方を教えていただきました。又、今回はAEDの使用の指導と、実機を使った訓練も行いました。



## 消火器訓練

## AED訓練



最後に、立ち会っていたいただいた消防士さんから総評をお聞きし、改善点等を直しながら、今後とも危機管理に努めてまいります。

## 《退職職員挨拶》

佐藤 文江

短い間でしたが、お世話になりました。かない苑で経験したことを今後にかしたいと思えます。今後も皆様のご健康とご活躍をお祈りいたします。

## 《新人職員》

池田 こずえ

四月よりお世話になっております。池田と申します。

一日も早く仕事を覚え、先輩方のような、ご利用者様に安心していただける職員になりたいと思えます。

どうぞ宜しくお願い致します。



## 《今後の予定》

・七月五日(日)「七夕会」

・八月二日(日)

「かない苑フェスティバル」

・九月中旬 「敬老会」

## 《編集後記》

梅雨に入り、雨で肌寒かったり一転してムシムシと暑い日になったりと、気温の差が激しい日が続いておりますが体調を崩したりしていませんか？

ご利用者様方は、元気で過ごされておりますが、「雨の日は気分もどんよりしてしまう」と話されるご利用者様もおりますので、少しでも爽やかな気分でご過ごしていただけるよう、職員一同で楽しい雰囲気づくりに心がけています。

夏には、お祭りや花火大会等楽しいイベントが続きますので、体調管理を心掛け、熱中症にも注意しながら、夏を満喫しましょう！